

## 【日本人との間の実子を同伴して渡航するフィリピン人親の査証】

2023年5月

### A. 該当するケース

フィリピン人親が、日本人との間の実子（20歳未満）を単独で監護・養育しており、以下のいずれかの目的のため当該実子を同伴して渡航する場合（注）

- 1) 実子を日本で扶養するため（長期滞在希望）
- 2) 将来、実子を日本で扶養する準備・下見のため（短期滞在希望）
- 3) 日本人親の所在確認、認知・親権・養育費支払い等の協議のため（短期滞在希望）

（注）現在、日本人親から生活上の支援を受けている場合を除きます。その他の詳細な条件については、当館に直接お尋ねください。

### B. 提出書類（各書類の詳細は、[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00898.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html)）

※は当館 HP でダウンロード可

#### （1）申請人に係る書類

- ① パスポート（要署名）
- ② 査証申請書※（4.5×3.5cm の顔写真を貼付）
- ③ 出生証明書（PSA で1年以内に発行されたもの）

##### 【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）
- ・PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書

- ④ 婚姻証明書（既婚者の場合。PSA で1年以内に発行されたもの）

##### 【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の婚姻歴証明書（下記⑤）

- ⑤ 婚姻歴証明書（PSA で1年以内に発行されたもの）
- ⑥ 日本人親の戸籍謄本（申請人との婚姻・離婚歴や実子の認知等の記載がある場合）
- ⑦ 日本の出入国印のある旅券の写し（過去に訪日歴がある場合）
- ⑧ 滞在予定表※（短期滞在を希望する場合）
- ⑨ 在職証明書（有職の場合）

##### 【渡航費・滞在費を自己負担する場合】

- ⑩ 預金残高証明書
- ⑪ 納税証明書（フィリピン内国歳入局指定様式。写し可）

##### 【実子と共に日本ででの定住を希望する場合】

- ⑫ 雇用予定証明書、会社案内等（日本での就労先が内定している場合）
  - ・企業の所在地、担当者、連絡先電話番号を明記
- ⑬ 日本での滞在先・居住予定先に係る資料（日本での居住先が決まっている場合）
  - ・所在地、名義人、同居人等を明記

## (2) 実子に係る書類

- ① パスポート（要署名。日本旅券を有する場合はその写しで可）
- ② 査証申請書※（4.5×3.5cmの顔写真を貼付。日本旅券を有する場合は不要）
- ③ 出生証明書（上記（1）③参照）
- ④ 在学/卒業証明書（フィリピンで通学している/いた場合）
- ⑤ 入学許可書（日本における就学先が内定している場合）
  - ・学校の所在地、担当者、連絡先電話番号を明記

## (3) 身元保証人又は支援団体等に関する書類

☞ あなたを日本で働かせ、その収益を搾取しようと企んで身元保証を持ちかける悪質なブローカーや人身取引を行う犯罪組織がありますので、十分に注意してください。

- ① 招へい理由書※
- ② 身元保証書※
- ③ 招へい人/身元保証人の在職証明書（有職の場合。自営業の場合は登記簿謄本等）

### 【身元保証人が申請人の渡航費・滞在費を支弁する場合】（以下のいずれか一点以上）

- ④ 所得証明書（市区町村役場発行）
- ⑤ 課税証明書（市区町村役場発行。総所得の記載のあるもの）
- ⑥ 預金残高証明書
- ⑦ 確定申告書控
- ⑧ 納税証明書（税務署発行。様式その2）

### 【招へい人/身元保証人が申請人の在日親族である場合】

- ⑨ 親族関係を証明する書類

### 【招へい人/身元保証人にフィリピン渡航歴がある場合】

- ⑩ 当時の出入国印のある旅券の写し

### 【申請人がNGO/企業等の支援を受けている場合】

- ⑪ 当該団体/企業の登録・登記に係る公文書、事業概要・実績が分かる資料
- ⑫ フィリピン側団体と日本側団体の関係を説明する資料

### 【招へい人/身元保証人や支援団体を申請人に紹介した仲介者がいる場合】

- ⑬ 仲介者の身分事項等がわかる資料（住民票、旅券又は在留カード等の写し）

### 【フィリピンの支援団体等が申請人の渡航費・滞在費を支弁する場合】

- ⑭ フィリピン証券取引所（SEC）登録証
- ⑮ フィリピン社会福祉省（DSWD）登録証

## C. 申請に当たっての留意事項

- (1) 原則として、申請人が当館窓口で直接申請することになりますが、代理申請機関を通じて申請を行うことも可能です（当館HPの「代理申請機関一覧表」をご覧ください。）。

- (2) 申請人との面接、日本の外務省及び出入国在留管理庁への照会等のため、審査に3か月程度を要する場合があります（申請時に上記書類が揃っていない場合、更に期間を要することもあります。）。よって、申請は十分な時間的余裕をもって行ってください。
- (3) 審査の必要に応じて、当館から上記以外の書類の追加提出を求めることがあります。追加提出の案内を受けてから3か月以内に提出がなされない場合、審査を終止し、旅券を返却します。